

令和4年度助成事業の一部改訂について

令和4年度の助成事業において、「EMS 機器等導入促進助成金交付要綱」、「アルコール検知器導入助成金交付要綱」、「アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付要綱」の助成事業の要綱を令和4年4月1日に遡り一部改訂いたします。一部改訂により、対象となった機器等を導入している会員におかれましては速やかに助成金の申請をしていただきますようお願い致します。また、今年度に前記要綱に定める機器等を導入し、既に助成金が支払われている場合は、差額分を助成金の対象としてお支払い致します。
本要綱は、令和4年10月1日より施行します。

担当 大井

記

1 「EMS 機器導入促進助成金」

改定前	改定後
(装着対象車両) 第3条 長野県内ナンバーの事業用貨物自動車とする。但し、同一車両一回限りとする。 <u>(理由の如何にかかわらず再装着の場合は対象としない。)</u>	(装着対象車両) 第3条 長野県内ナンバーの事業用貨物自動車とする。 <u>車載器の更新等による再装着も対象とする。</u>

2 「アルコール検知器導入助成金交付要綱」

改定前	改定後
(助成金の交付額) 第5条 機器の導入価格の2分の1(消費税を除く、千円未満切捨て)とし、 <u>一会員当たり上限100,000円(同一会計年度)とする。</u>	(助成金の交付額) 第5条 機器の導入価格の2分の1(消費税を除く、千円未満切捨て)とし、 <u>一会員当たりの上限金額は設けない。</u>

3 「アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付要綱」

改定前	改定後
<p>(助成金額)</p> <p>第4条 前条の①及び②については、令和4年4月以降新たに導入した機器(中古品・レンタル品を除く)の一台当たりの取得価格(装着料・消費税を除く)の2分の1以内とし、全ト協助成金60,000円を上限(千円未満は切り捨てとする)として交付する。また、県ト協助成金30,000円を加算する。(国から補助金が交付された機器に対しては全ト協の助成金は交付しない。<u>また、同一会計年度においては、前条①・②については一会員2台を上限とする。</u>)</p>	<p>(助成金額)</p> <p>第4条 前条の①及び②については、令和4年4月以降新たに導入した機器(中古品・レンタル品を除く)の一台当たりの取得価格(装着料・消費税を除く)の2分の1以内とし、全ト協助成金60,000円を上限(千円未満は切り捨てとする)として交付する。また、<u>県ト協助成金30,000円を加算する。なお、全ト協の予算額が超過した場合は、全ト協の助成金額を県ト協が負担する。</u>(国から補助金が交付された機器に対しては全ト協の助成金は交付しない。) <u>また、同一会計年度においては、前条①・②については導入する台数の上限は設けない。</u></p>